

委員会の審査から

委員会の審査から

議案や皆さんから提出された請願・陳情は、原則として所管の常任委員会等で審査を行います。第1回定例会における各委員会での主な審査内容についてお知らせします。

企画総務委員会

「市庁舎駐車場の利用料金等を再考することを求める陳情」

「市庁舎駐車場有料化に伴う陳情」

「市庁舎有料駐車場の利用料金などを再考することを求める陳情」

【趣旨】平成24年2月から敷地を駐車場運営事業者に貸し付け、時間貸し有料駐車場として運営している市庁舎駐車場の料金体系について変更を求めるもの。市役所での業務や周辺公共施設を利用する場合は1時間まで無料で、それ以降は30分ごとに200円となっている。

【市からの説明】駐車場の有料化は、受益者負担の適正化、目的外使用や長時間利用の抑制による混雑緩和を主な目的に実施した。料金体系についてはさまざまな考えがあるが、当市の現状を総合的に勘案して設定したもので、現時点での変更は難しいと考えている。

【主な質疑】問 やむを得ず長時間駐車する場合について、今後市はどのように対応するのか。答 いただいた意見等でも対応できるものはこれまでも対応してきた。今後、調布保谷線の交通開放等、駐車場を取り巻く環境も変化することが予想されることから、必要に応じて可能なものは見直していきたい。

【結果】いずれも賛成少数で不採択



保谷庁舎駐車場

文教厚生委員会

「国民健康保険条例の一部を改正する条例」

【説明】今回の改正内容は、保険料率の改定（賦課限度額の引き上げ）、後期高齢者支援金等賦課額の所得割について改定、特定継続世帯における軽減の拡充、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長をするもの。

【主な質疑】問 保険料の改定に伴う市民への周知についてはどのように考えているのか。答 国民健康保険の当初賦課が7月であることから、4月から7月までホームページに掲載し、市報での周知を行う。また、納付書の中にも改正の案内を封入する。

問 今回の改正により一般会計からの繰出金はどのようになるのか。また、今後どこまで値上げが続くのか。見直しはあるのか。答 今回の改正により昨年と同様の繰入額を入れた場合で提案している。また、高齢化が進み、国保の医療費、後期高齢者支援金、介護納付金のどちらも下がる

傾向にはない。経費の増えにくい状況が根本的に変わらない限りこうした傾向が続くと想定している。

問 賦課限度額が上がるのは、どれくらい年の年収の世帯に影響が出てくるのか。答 医療分については、限度額を引き上げたことにより、2人世帯の場合、年収862万4千円を超えたところの方は限度額に達する。後期高齢者支援金は729万4千200円、介護納付金は468万3千700円から影響が出る。

問 引き上げで所得のない人は全く影響がないのか。また、減免制度の実施状況はどうか。答 所得のない人には影響がない。減免対象者は生活保護に案内している。

問 最終的には広域化や他の社会保険との統一が必要だと思いが、国の動向はどうなっているのか。答 現在、社会保障制度改革国民会議で将来の社会保障制度全般に対して議論を行うことになっている。また、3党合意の中でも将来的には国保の広域化という言葉が出てくる。

問 収納率向上のための債権回収担当の取り組みはどのように功を奏しているのか。答 国保の収納率全体では平成22年が73・7%、23年は75・0%、24年は76・1%を見込んでいる。

【結果】賛成多数で可決

「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」

【指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例】

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」

【説明】介護保険法等の改正に伴い、従来、厚生労働省令で定められていた地域密着型サービスの指定基準等について、市の条例で定めることとされたため、新たにこれらの基準について条例を制定する。

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」は、「要介護認定を受けている方が利用する地域密着型サービスの基準を定めるもの」であり、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの基準を定める条例」は、「要支援認定を受けている方が利用する地域密着型介護予防サービスの基準を定めるもの」である。

※「指定地域密着型サービス」とは

平成18年度の介護保険法改正により、新たに創設されたサービス。高齢者が重度の要介護状態となっても、可能な限り住みながら自宅または地域で生活できるようにするため、24時間体制のサポートや認知症ケアの充実を図り、地域に開かれた良質なサービスを提供する。市が事業者の指定や指導監督の権限を持ち、原則として市民のみが利用可能なサービス。

【主な質疑】問 市内に1カ所オープンした、小規模多機能型居宅介護施設の成果と課題は。答 オープンから順調である。課題は現在1カ所しか

ないで待機者が出ていることを参酌して、条例を定めることとされたことにより、改正するもの。

【主な質疑】問 敷地面積の基準は都市公園の住民1人当たり5㎡以上となっているが、当市はどのくらいか。答 1・08㎡で、全ての公園を含めると1・79㎡である。

問 基準に比べ、相当少ないが、何年後をめどに近づけるのか。また、近隣市はどうなっているのか。答 今後の整備については、財源確保の方策等も含めて検討していきたい。近隣市では、東久留米市、清瀬市は国の基準に達していないが、武蔵野市、府中市は達している。

【結果】賛成全員で可決

「西東京市旧ひばりが丘団地の樹木伐採、その説明を求める陳情」

【趣旨】UR（都市再生機構）により、ひばりが丘団地内の樹木が大量に伐採された。なぜ、樹木を壊滅させたのか。また、失った市民の財産、遺産をどう復活させるのか。

【市からの説明】樹木の保存については、URと団地自治会が双方合意の上、できる限り既存樹木の保全に努め、整備を行っていること認識しており、双方で勉強会等も行ってきたと聞いている。

陳情の内容として「地区計画に定めた既存樹木等の保全に関する方針に対し、市は、その努力をしなかった」とあるが、今回、伐採された区域は、市道の拡大部分とURが売却を予定している箇所である。また、売却区域についても、地区計画の中で今後、公園や緑地となるよう規定しており、伐採後であっても公園や緑地が適正に確保できるものと考えている。

【主な質疑】問 自治会とURの勉強会の詳細は。答 できる限り樹木を保存していくため、残す方向で考えた。しかし、団地建設後50数年が経過し、調査の結果、老朽化した樹木は、いたし方なく残せなかったと聞いている。

問 実際にこの地区計画の中で、緑の確保に関してどのような配慮が行われたか。地区計画を立て開発が進んでいる団地内の緑に関して、地区計画策定時と、現状に乖離がある状況なのか。答 地区計画を策定した段階で、公園、緑地という面では手厚く、他にもあまり例がないと認識している。緑地の地区計画前の面積は、約8・36haで、整備完了後の面積は、8・45haとなる予定である。

【結果】賛成なしで不採択

「駅周辺再開発等特別委員会を廃止しました」

平成24年12月に開催された第4回定例会において、付議案件である「保谷駅南口地区市街地再開発事業について」の調査報告がされ、調査事項の一つが終了しました。また、平成25年3月5日に開催された第1回臨時会において、「駅周辺再開発等特別委員会を廃止する決議」が可決され、同特別委員会は廃止となりました。報告内容の詳細につきましては、平成25年2月15日発行の「議会だより第54号」をご覧ください。



小規模多機能型居宅介護施設「みどりの樹」(東町2丁目)

徘徊模範訓練など、地域の方々への理解を深めていくための取り組みは。答 消防訓練や地域のイベント等、地域の方々へ声をかけ参加してもらうことで顔の見える関係をつくり、地域密着型サービスの条例に規定することにより、地域との連携を進めていく。

問 条例制定に当たって、従うべき基準、標準、参酌すべき基準があるが、独自の基準を設けずに省令の基準が適切であると考えた根拠は。答 当市では、他市と比べ整備が進んでおり、また質の向上にも努力していることと、市独自の基準を設けなくてもよいとの判断に至った。

【結果】いずれも、賛成全員で可決

「建設環境委員会」

「市立公園条例の一部を改正する条例」

【説明】都市公園法等の一部改正に伴い、同法で定められている、

(1) 住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準

(2) 都市公園の配置及び規模の基準

(3) 公園施設の建築面積の基準

(4) 特定公園施設の設置に関する基準

以上の4つの標準及び基準

を参酌して、条例を定めることとされたことにより、改正するもの。

【主な質疑】問 敷地面積の基準は都市公園の住民1人当たり5㎡以上となっているが、当市はどのくらいか。答 1・08㎡で、全ての公園を含めると1・79㎡である。

問 基準に比べ、相当少ないが、何年後をめどに近づけるのか。また、近隣市はどうなっているのか。答 今後の整備については、財源確保の方策等も含めて検討していきたい。近隣市では、東久留米市、清瀬市は国の基準に達していないが、武蔵野市、府中市は達している。

【結果】賛成全員で可決